官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○国家機関の建築物の敷地及び構造の定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準を定める件の一部を改正する告示（国土交通四六六）　一
○国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準を定める件の一部を改正する告示（同四六七）　三
〔その他告示〕
○令和六年総務省告示第二百六十八号の一部を改正する件（総務二一三）　六
○国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件（国土交通四六八）　七
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　九
特殊法人等
阪神高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、公認会計士等の登録及び登録抹消、税理士登録者、弁理士登録、日本弁護士連合会公示送達・懲戒処分関係　四五
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　四六
会社その他
会社決算公告　四七

法規的告示

○国土交通省告示第四百六十六号

国家機関の建築物の敷地及び構造の定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準を定める件（平成二十年国土交通省告示第千三百五十号）の一部を次のように改正する。

令和七年六月十六日

国土交通大臣　中野　洋昌